

オンライン留学プログラム約款

第1条 約款の適用

株式会社ECC・ECC海外留学センター(以下当社)はこのオンライン留学プログラム約款により、オンライン留学に関する各種サービス(以下プログラム)を提供します。

第2条 契約の成立時期

当プログラム契約は、申込希望者が当社に対し本約款に基づき受講料金(レッスン料金)を支払い、当社が入金を確認した時点で成立するものとします。本約款で「申込日」とはこの契約の成立した日をさします。

第3条 拒否事由

当社は、申込者から当プログラムの申込があった場合、以下の事由のうち1つまたは複数認められるときは申込をお断りすることがあります。

- ① 申込者の年齢・性別・資格・その他の条件が、当社および受入機関の規定・基準を満たしていないとき。ただし受入機関が年齢について別段の規定を設けている場合は、その条件を満たすことも参加条件になります。
- ② 申込者が未成年あるいは学生で、プログラム申込について親権者の同意がないとき。
- ③ 受入機関のプログラムやコースが満席あるいは開講されていない等の理由により入学許可がないとき、あるいは申込者が希望するプログラムの手配を期限までに行うことが困難であると当社が判断するとき。
- ④ 身体的あるいは精神的疾患を過去あるいは現在お持ちであったり、その他心身の状態から、プログラムへの参加が困難あるいは不適切であると当社が判断したとき。
- ⑤ その他当社がプログラムの受付が不適切と判断したとき、または当社の業務上の都合により申込を受け付けないとき。

第4条 プログラムの範囲

当プログラムは、申込者の希望される海外の学校等への入学、プログラムへの参加等の手続きにあたっての情報提供を行うものです。受入機関が提供する授業やサービスは各受入機関が企画・運営するものであり、当社が提供するものではありません。当プログラムにおいて、当社は以下のサービスを提供します。

- ① 登録手続き:登録や参加のための書類の作成やその送付、費用の送金、入学許可書などの必要書類の入手などを代行します。
注1)当プログラムは、申込者の希望する学校や場所、プログラムへの入学や受入、そこでの課程修了を保証するものではありません。
注2)各種の手配に際して、申込者に必要書類の記入や必要書類(証明書や推薦状など)の準備などをして頂くことがあります。
- ② プログラム開始までの各種の準備やアドバイス・情報提供を行います。
- ③ プログラム開催中はメールや電話等でご相談をお受けします。
注1)電話の場合コレクトコールではお受けできませんので通話料はご負担下さい。また電話やメール等での相談や連絡は、当社の営業時間内に限り受け付けます。
注2)データ通信環境に関しては基本的に申込者が自ら契約インターネットプロバイダー等に相談し手続き等をとることになります。当社は、当社が適切と判断する範囲でサポート・アドバイスをしますが、申込者に代わって通信会社と連絡や交渉、手続をするものではありません。

第5条 費用

- ① プログラムの手続料は特段の記載がない限り無料です。
- ② その他費用(入学金・教材費など)がある場合は明細を別途ご案内いたします。これらの費用については最新の資料に基づいて算出してお案内しますが、受入機関やその他支払先の事情により、予告なしに変更されることがあります。その場合当社の指示する方法で差額をお支払い下さい。

- ③ 現地の授業料などが外貨建ての場合につきましては、お申込日の週の月曜日(銀行休業日の場合はその後の銀行営業日)の三菱UFJ銀行が発表する電信売り相場(TTSレート)に1.05を乗じたレートで円貨に換算し、海外送金手数料(一件につき5,000円)を加えた額をお申込者に請求します。円建てで設定されている場合はその円金額で請求します。
- ④ 受講に必要な通信手段の確保、通信費用は含まれておりません。

第6条 費用のお支払い

- ① プログラム費用は事前にご案内する期日までにお支払い下さい。
- ② 費用は当社の指定する銀行口座にお振り込み下さい。振込手数料は申込者の負担となります。
- ③ 現金でのお支払い、クレジットカードでのお支払いはお受けできませんのでご了承下さい。
- ④ 指定された期日までに費用がお支払いされない場合、手続きを中止したり、登録手続きを取り消すことがあります。

第7条 契約の解除

- ① 申込者は、下記の取消料をお支払い頂くことにより契約の全部または一部を解除することができます。
- ② お支払い済みの費用から、下記の取消料および受入機関から規定により請求される取消料の合計を差し引いた金額を返金致します。ただし、取消料合計がお支払い済みの費用を超える場合は、その超過額を申込者に請求致します。
- ③ 取消料
(a) プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって8日目にあたる日以前に解除する場合 :取消料なし(*)
(b) プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日から前日までに解除する場合 :料金の50%(*)
(c) プログラム開始日の当日に解除する場合 :料金の100%(*)
*ただし受入機関から請求される費用がある場合は別途お支払い頂きます。
- ④ 解約のお申し出は、取消の旨を記載し署名、捺印(申込者が未成年の場合は、合わせて親権者の方の署名、捺印)した書面を当社に郵送またはご持参下さい。当該書面を当社が受領した時点で取消が成立します。なお取り消しのお申し出は当社の営業時間内(日祝・臨時休業日・年末年始休暇除く、月~土 11:00~19:00)にお受けします。
- ⑤ 取消に伴い当社から申込者に返金する場合は、申込者の指定する日本国内の銀行口座に振り込みます。
- ⑥ 受入機関から請求される外貨建ての取消料は、受入機関から当社へ取消料の通知のあった日(銀行休業日の場合はその後の銀行営業日)の三菱UFJ銀行が発表する電信売相場(TTSレート)を用いて円に換算します。

第8条 契約の変更(プログラム開始前)

- ① 申込み後、申込日から起算して9日目以降に、申込者の都合あるいは当社の責によらない事由により、プログラムの変更、受講開始日の変更をご希望の場合、変更手数料として1件の変更につき7,700円(税込)を申し受けます。
- ② また上記1の変更に伴い受入機関から別途変更手数料、取消料、手配料などを請求される場合は、上記変更手数料に追加して申込者にご負担頂きます。これらの費用が外貨建ての場合は「第5条費用3」に従って円換算します。
- ③ ただし「第9条免責事項1(a), (b), (c), (d)」の事由により申込先や受講時期などを変更される場合はこの変更手数料は請求しません。

第9条 免責事項

- ① 当社は、以下に例示するような当社の責によらない事由によりプログラム内容が変更されたり、参加ができなくなった場合については一切の責任を負いません。尚、以下の事由(ただし、(a)、(b)、(c)、(d)は除く)によりプログラムを開始前に中止する場合もこの約款で規定している取消料を申し受けます。
(a) ご希望の受入機関がすでに定員に達して入学できなかった場合。
(b) ご希望の受入機関の基準・事情・判断等により入学が許可されなかった場合。
(c) 現地受入機関の手続き上の問題や事情により入学書類などの到着が

遅れ、予定の期日にプログラムを開始できなかった場合。

(d)現地受入機関の事情により授業内容、授業時間などが変更された場合。

(e)天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、運輸・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、日本または外国の官公署の命令、運輸・宿泊機関や現地受入機関の争議行為、不慮の事故や災難、申込者の生命または身体の安全確保のため必要な措置、その他不可抗力による場合。

(f)申込者が本約款に違反した場合。

- ② 当社は、プログラム開始後に以下に例示するような当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を被った場合については一切の責任を負いません。またその場合、当社にお支払い済みの費用は返金されません。

(a)受入機関等の事情により、授業内容や日時、コース/プログラム参加の条件、費用、などが変更された場合。

(b)申込者の通信環境(WiFi、インターネット回線等)の不具合により、プログラム参加に支障があった場合などの損害。

(c)申込者の故意、過失、法令・公序良俗や受入機関等の規則、当社約款の規定に違反した行為があった場合の損害。それらの行為により当社が損害を被った場合、当社は申込者に損害賠償を請求します。

(d)その他、当社の責によらない事由によりプログラム期間中に申込者が何らかの損害を被られた場合。

第10条 当社からの解約事由

以下のような事由が発生した場合、当社は当留学プログラム契約を解約することができるものとします。なおその場合「第7条契約の解除」に規定の取消料を申し受けます。

- ① 申込者が当社に提出した情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- ② 病気、その他の事由により、申込者がプログラムに参加、あるいは続行することが困難または不適切であると当社あるいは受入機関などが判断したとき。
- ③ 申込者またはその関係者が、プログラムに関係する他の学生、学校関係者などに迷惑を及ぼしたり、プログラムの円滑な運営を妨げたとき、またその可能性が極めて高いと当社が判断したとき。
- ④ 天変地異、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公署の命令その他当社の責に帰さない事由によりプログラムの実施が不可能になり又は不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。
- ⑤ 申込者が、当社から案内した手続きに必要な書類などを当社指定の期日までに送付しないとき。
- ⑥ 申込者が所在不明、あるいは長期にわたり連絡不能となったとき。
- ⑦ 申込者が、当社指定の期日までに費用を支払わないとき。

第11条 授業に関する注意事項

- ① 受入機関は単に授業を提供するだけでなく、海外の文化・相互理解・国際交流の促進などを趣旨とした授業・アクティビティを行います。
- ② 文化や考え方の違い、現地の事情のために、授業内容が必ずしも参加者の希望しているものと一致しないこともあり得ますが、参加者自身の積極的な姿勢や考え方が必要な場合も多くあります。国際交流の趣旨を踏まえて、自身の視野を広げるよう、柔軟な姿勢で対処するよう心がけて下さい。
- ③ 受入機関が提供する研修内容などは現地の事情により予告なく変更されることがあります。

第12条 録画や写真に関する注意事項

- ① スタッフが授業の様子を撮影・録画することがあります。撮影・録画した写真やビデオなどは、パンフレットなどの広報資料に使用することがあります。
- ② 参加者から提供を受けた感想文や写真などの資料も同様に広報資料に使用することがあります。
- ③ 上記の写真やビデオ、感想文などの広報資料での使用に同意されない旨お申し出があった場合、ECCではできるだけご要望にお応えするように留意しますが、参加者全員での集合写真などご要望にお応えできないこともあります。

第13条 個人情報の取り扱いについて

お知らせ頂いた個人情報は、(株)ECCが管理しECCグループ内で共同利用いたします。取得した個人情報は厳重に取り扱い、下記の目的以外では利用いたしません。

- ① お知らせ頂いた個人情報はお客様との連絡のために利用させて頂くほか、お申込みのプログラムにおいて受入機関などの提供するサービスの手配および受領のための手続きに必要な範囲で利用します。
- ② 上記の個人情報はお申込みのプログラムの手配に必要な範囲で受入機関に提供します。
- ③ (株)ECC及びECCグループのサービス・商品についてのご案内及びアンケートなどを郵送・電子メール・電話などでお届けすることがございます。これらECCグループからのご案内が不要な場合、お申し出頂くことで差し止める手続きを行います。
- ④ 個人情報を元に、特定の個人を識別できない統計情報を作成し、(株)ECC並びにECCグループが利用します。
- ⑤ 取得した個人情報をお客様の同意なしに、ECCグループ・業務委託先・上記の運送機関・宿泊機関・受入機関以外の第三者に提供することはありません。ただし法令などで開示を求められた場合を除きます。
(共同利用する個人情報の項目) 参加申込書や今後ご提出頂く書類などにご記入頂いた情報、あるいは電話や電子メールでお聞きした情報。
(共同利用する範囲) ECCグループ各社[(株)ECC、(株)総合情報センター、(株)ECC予備校、(株)ECCラーニング、学校法人山口学園] (ECCグループでの利用目的) ECCグループの商品・サービスについてのご案内及びアンケートなどを郵送・電子メール・電話などでお届けする。
(当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称) ECC海外留学センター本部
TEL:06-6352-7144 受付時間:11:00~19:00(日祝・臨時休業日除く)

第14条 苦情相談窓口

ECC海外留学センターのプログラムなどに関する苦情や相談は以下までご連絡下さい。

ECC海外留学センター本部:〒530-0044 大阪市北区東天満1-10-20 ECC本社ビル8F 06-6352-7144 受付時間:11:00~19:00(日祝・臨時休業日除く)

第15条 裁判管轄

本約款に関連し裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。